

IPv6を巡る法的問題

壇 俊 光

誰この人？という人に対して

- 弁護士
 - Winny弁護士団事務局長
 - YahooBB！個人情報漏えい事件
- 情報処理技術者
 - 応用情報技術者、情報セキュリティアドミニストレータ、プロジェクトマネージャー等
- セキュリティの資格
 - プライバシーマーク審査員補
 - ISMS審査員補
- WIDE番号1298

IPv6を巡る問題

- IPv4の枯渇により、IPv4の価値が急上昇？
 - IPアドレスの水道理論の限界
- IPアドレスの二重国籍問題！
 - 複数の自己識別子の関係
- IPアドレスと個人情報との接近！

IPv4に価値が上がるのではないか？

- IPv4が資産計上される日がくるのか？
- IPv4で相続税を納める日がくるのか？
 - 海外NIC管理のIPアドレスは在外財産？
- IPアドレスって誰のどういう権利？
 - ICANNが利用をNICに許諾し、NICが再許諾し、〇〇が許諾した...

IPv4の取引が行われる可能性

- 二重譲渡の場合の優劣は誰が決める？
 - 動産（引渡し）
 - 不動産（登記）
 - 債権（通知）

世の中は穏便な取引だけではない。

- IPv4の差押え

- IPv4の実際の利用者と債務者が同一であることを担保する方法ってあるのか？
- 海外NICのIPアドレスを日本で用いている場合は在外財産か？その反対の場合はどうなる？
- 差押さえされた者が、そのIPv4を使えなくする現実な方法はあるのか？

システム屋の法的問題

- P2Pなんかは、IPアドレスを自己の識別情報に用いていることが多い。
 - 3ノード介在の場合で、1人はIPv6専用、1人はIPv4専用な場合などは、ぐちゃぐちゃになりかねない(混ぜるな危険問題！！)
- IPv6混在問題に対応していないアプリは欠陥品か？

ネットワーク屋の法律問題

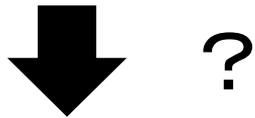
- IPv6未対応のPC・OSへいつまで対応する義務があるのか？
 - いまだ、WinXPは大人気。
- IPv4をここまで維持させた根性は偉大だ！
 - IPv4がいつから使われ出したか...今日聞いた範囲では誰も覚えてなかった。おそらく1970年代。
 - 参考 1982年PC9801販売開始

さて、本題

- 携帯メールを用いた詐欺事件などで、本人特定が比較的楽になるかも。
 - 携帯のパケット通信では、1秒間に700～800くらい、IPv4の割り当てが行われているらしい。
- IPv6はプライバシー情報か？
 - IPv6を公開したら訴えられたりして？
 - 公開情報だから、他人が使うのも自由というわけではない。

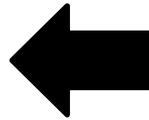
悪用者のセキュリティまで完璧なV6

何をされるか解らない危ないネットを一般人は使わない。



代替物があるV6

最適点はどこ？



使うのがややこしくて、使う
メリットが解らないプロトコ
ルを人は使いたがらない。



個人がガチガチに特定されるV6

誰が何をみているか覗き放題なら
誰も使わない

IPアドレスが個人とひもづけば

- 個人情報保護法2条

- この法律において「**個人情報**」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

個人情報保護法

- 個人情報とIPアドレスがひも付いたデータベースにして、公開された場合は、IPアドレスは個人情報になりかねない。

IPv6が個人情報になった場合

- 本人の同意無しに利用目的外利用はできない(16条)
 - IPアドレスをなりすまし防止に用いるような場合は目的外利用か??
- 本人から直接書面(ウェブ画面も含むとされる)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない(18条)
 - 利用目的を明示しないと、セッションもはれないなんて考えが出てくるのか?

IPv6が個人情報になった場合

- あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(23条)。
 - P2Pの場合はどうなるのか？

そこで問題

- 悪しき利用者は適切に特定できて、善良な利用者のプライバシーが保障される状態が理想
- IPv6は、それに近づけるよう議論するべき！